

# ① 仙台市

## 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

平成20年10月8日  
仙台市人事委員会

### 本年の給与勧告のポイント

- (1) 公民給与の較差( $\Delta 0.32\%$ )を是正するため、月例給の引下げ改定  
(給料月額の引下げにより措置)
- (2) 期末・勤勉手当(ボーナス)は民間の支給割合と均衡しているため、改定なし
- (3) この改定を実施した場合、職員(行政職)の平均年間給与は、約2万2千円の減となる。

### 1 給与勧告の意義

給与勧告の制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として設けられたものであり、職員に対して社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有している。本委員会では、職員給与を民間の給与水準に均衡させること(民間準拠)を基本に給与勧告を行っている。

### 2 職員給与と民間給与の比較

「職員給与実態調査」—平成20年4月1日在職する職員のうち、給与条例適用職員6,044人を対象に給与実態調査を実施した。このうち、民間給与との比較を行う行政職給料表適用者は、4,586人である。

「職種別民間給与実態調査」—企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の市内民間事業所から150事業所を層化無作為抽出し、給与改定の有無に関わりなく、6,116人を対象に本年4月分の個人別給与等を調査した。

#### (1) 月例給

本年4月分の職員及び民間の月例給について、職種、役職段階、年齢等の給与決定要素が同じ者を比較したところ、民間の月例給が職員の月例給を1人当たり1,308円( $0.32\%$ )下回っていることが判明した。

民間	職員	較差
404,051円	405,359円	$\Delta 1,308\text{円} (\Delta 0.32\%)$

(職員の平均年齢は43.7歳)

#### (2) ボーナス

昨年8月から本年7月までの1年間の民間のボーナスの平均給与月額に対する

支給割合を算定したところ、4.50月分となっており、職員の期末手当・勤勉手当の支給割合(4.50月分)と均衡していることが判明した。

### 3 給与改定の内容

#### (1) 月例給

公民較差の大きさを考慮し、これに見合うよう月例給を引き下げる。

○行政職給料表

すべての級の給料月額を同率で引下げ(改定率△0.35%)

※行政職以外の給料表についても、行政職との均衡を基本として引下げ改定を行う。

<改定の内訳(行政職) 公民較差 △1,308円 △0.32%>

給料 △1,254円 地域手当等 △54円

#### (2) 改定の実施時期等

公布日の属する月の翌月の初日(公布日が月の初日であるときは、その日)から実施する。

本年4月から改定の実施日の前日までの期間に係る公民較差相当分が調整されるよう、本年12月に支給する期末手当の額において、所要の調整措置を講ずる。

#### (3) その他

教育職給料表の適用を受ける職員の諸手当について、宮城県の動向に留意し、対応を検討する必要がある。

### 4 平均年間給与の減少

勧告どおり実施された場合、職員の平均年間給与は約2万2千円の減少となる。

現行の年間給与	勧告後の年間給与	年間給与の減少額
6,728千円	6,706千円	22千円

### 5 その他報告で言及した事項

#### (1) 仕事と家庭の両立支援

仕事と家庭の両立を支援することは、人材確保、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現、公務能率の向上の観点から、今後ますます重要となっていくものである。

本市においては、本年の人事院勧告による育児短時間の勤務形態も参考とし、育児のための短時間勤務制度について早期の導入を図る必要がある。

#### (2) 超過勤務の縮減

超過勤務の縮減は、職員の健康保持のみにとどまらず、仕事と生活の調和の実現、公務能率の向上の観点からも重要な課題である。

職員一人ひとりが、コスト意識を持ち、効率的な職務遂行に努めることが大切であることは言うまでもないが、管理監督者において、常に業務進捗状況の把握に努めるとともに、必要に応じた業務の見直しを行い、事前命令・事後確認を徹底すること等により、超過勤務の縮減を図っていく必要がある。

#### (3) メンタルヘルス対策

メンタルヘルス対策の推進は、職員の健康管理、組織運営にも大きな影響を及ぼす重要な課題である。

職員一人ひとりにおいても心の健康状態の把握に努め、さらに管理監督者においては、職員の勤務状況を把握し、職場におけるストレス要因の軽減に努めることが必要である。

#### (4) 公務員倫理・服務規律

公務員倫理・服務規律については、任命権者において、非違行為に厳格な対処をするとともに、職員を対象とした意識啓発を行っているところであるが、何よりも、職員一人ひとりが、より高い倫理性を求められていることを常に自覚すること、また、管理監督者においては、自ら範を示し、職員の指導を行うことが必要である。

#### 【参考】近年の給与勧告の状況(行政職給料表適用職員)

	月例給	期末・勤勉手当 (ボーナス)		平均年間給与	
	公民 較差	年間支給 月数	対前年比 増減	増減額	増減率
平成11年	0.29%	4.95月	△0.30月	△9.7万円	△1.5%
平成12年	0.12%	4.75月	△0.20月	△7.1万円	△1.1%
平成13年	0.09%	4.70月	△0.05月	△1.6万円	△0.2%
平成14年	△1.78%	4.65月	△0.05月	△14.0万円	△2.1%
平成15年	△1.08%	4.40月	△0.25月	△17.4万円	△2.6%
平成16年	0.09%	4.40月	-	0.6万円	0.1%
平成17年	△0.34%	4.45月	0.05月	△0.2万円	△0.0%
平成18年	△0.36%	4.45月	-	△2.4万円	△0.4%
平成19年	0.00%	4.50月	0.05月	2.1万円	0.3%
平成20年	△0.32%	4.50月	-	△2.2万円	△0.3%

人事委員会事務局審査給与課  
TEL 022-214-4453  
FAX 022-268-2942  
E-mail [jin024200@city.sendai.jp](mailto:jin024200@city.sendai.jp)